

防府市議会基本条例

(逐条解説・用語解説付き)

平成22年12月8日
条例第31号

目次

前文

第1章 総則（第1条）

第2章 議会及び議員の活動原則（第2条—第5条）

第3章 市民及び市民等と議会の関係（第6条—第9条）

第4章 市長等と議会の関係（第10条—第13条）

第5章 討論の拡大（第14条・第15条）

第6章 委員会（第16条・第17条）

第7章 政務活動費（第18条）

第8章 議会改革の推進（第19条・第20条）

第9章 議会機能の充実強化（第21条—第26条）

第10章 議員の政治倫理、身分及び待遇（第27条—第29条）

第11章 条例の位置付け及び見直し（第30条・第31条）

附則

日本国憲法は、第8章において、地方自治を保障するとともに、地方公共団体の長、その議会の議員を住民の直接選挙によって選ぶ二元代表制を定めています。

防府市民に直接選ばれた議員によって構成される防府市議会は、市長その他の執行機関に対して独立・対等の機関として、市民の信託にこたえ、監視し、けん制することで、市政の独裁化・地方自治の空洞化を防ぐ役割を担っています。

また、市長その他の執行機関と議会が相互に抑制的均衡と緊張関係を保ちながらも、市長は独任制、議会は合議制の機関として、異なる特性を生かし、防府市の発展、市民福祉の向上を目指して、競い合い、協力し合うことが求められています。

地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成11年法律第87号）の施行によって、機関委任事務は廃止され、地方公共団体の処理する事務は自治事務と法定受託事務に再構成されるとともに、防府市は国・山口県と「対等・協力」という新たな関係を築くことになりました。これにより、これまで国や山口県の権限であったものについても、防府市への移譲が推進されつつあります。

防府市が、自らの責任において自ら決定する領域が広がったことに伴い、防府市議会が担う役割と責任も増大しました。

防府市議会は、市長その他の執行機関を監視・けん制するだけでなく、政策提言・立案機能や調整能力を高め、「幅広く市民の意思を反映する」という議会の役割を果たすため、「市民に開かれた議会」・「市民と協働する議会」を目指します。

防府市議会は、これまでも様々な改革に取り組んできましたが、今後も、議員一人ひとりが資質の向上に努めるとともに、議会自らが不断の改革を続けることで、市民から信頼され、市民の幸せを実現する議会となることを決意し、この条例を制定します。

(解説)

国政における議院内閣制と違い、地方自治体で採用されている二元代表制の特徴は、首長と議会がともに住民を代表するところにあります。

また、国の権限や財源を地方に移し、二重行政を避けることによる行政の効率化を図り、住民に身近なことはできるだけ市町村や県が行うことができるよう、国と地方公共団体との役割分担を見直し、画一的ではない地域のニーズに応える行政を確立することを目的とした「地方分権」が進む中で、防府市議会の役割は広がり、責任も増大しています。

前文では、まず、二元代表制の観点から市長その他の執行機関と議会との関係、議会の在り方について述べています。

防府市議会は、これらを認識した上で自己改革を続けることにより、市民に開かれ、市民と協働し、また、市民に信頼される議会を目指します。

(用語解説)

二元代表制

憲法は、地方公共団体の長（市長）とその議会の議員をともに住民が選挙で選ぶことを規定しています。これを二元代表制といいます。これに対して国では、選挙された議員で組織された国会が指名する内閣総理大臣が内閣を組織し、国会に対して責任を負う議院内閣制をとっています。市長と議会は、ともに住民を代表する独立・対等の機関として、その職務を行うことで、抑制と均衡によって相互に緊張関係を保ちながら、地方行政が行われます。

独任制

市長のように機関の組織上、1人の者を以て構成されるものを独任制といいます。市長のほかに、監査委員も独任制で、各委員が独立して権限を行使します。

合議制

複数の人による協議によって事を決定し行うものを合議制といいます。議会のほかに、教育委員会、農業委員会、公平委員会等が合議制です。

地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律

地方分権一括法と略称され、地方分権推進委員会の勧告を受け作成された地方分権推進計画に基づき、地方自治法をはじめ関係法律475の法律改正を一括して行ったもので、平成11年(1999年)7月成立、平成12年(2000年)4月に施行されました。

機関委任事務

地方公共団体の執行機関を国の機関とし、これに国の事務を委任して執行させる事務。機関委任事務の執行にあたり、知事は主務大臣の、市町村長は国の機関としての知事の指揮監督を受け、他方、地方公共団体の議会や監査委員によるチェック機能が制限されていました。これにより、国と地方公共団体とは上下・主従の関係に置かれました。地方分権一括法により機関委任事務は全廃され、約4割が法定受託事務（国などから法令によって地方公共団体にゆだねられるもの）に、約6割が自治事務（法定受託事務以外のもの。地方公共団体の裁量がきく事務）となりました。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、新しい地方分権時代において、二元代表制の下、市議会（以下「議会」といいます。）が市政に幅広く市民（市内に住所を有する人をいいます。以下同じです。）の声を反映することで、防府市の発展と市民福祉の向上を図ることを目的とします。

(解説)

議会が、広く市民の意見を反映し、議会の役割を認識し、これを果たすことで、防府市の発展と市民全体の幸せを実現することを条例の目的としています。

第2章 議会及び議員の活動原則

(議会の活動原則)

第2条 議会は、市政における議事機関であることを常に自覚し、公正性、透明性及び信頼性を重視した議会運営に努めるとともに、市長その他の執行機関（以下「市長等」といいます。）の市政運営状況を監視し、けん制する機能を果たさなければなりません。

- 2 議会は、提出された議案の審議又は審査を行うほか、市民の多様な意見を的確に把握し、市政に反映させるため、調査活動や政策立案及び政策提言を積極的に行わなければなりません。
- 3 議会は、議案の審議に用いる資料等を提供するなど、市民等（市民、市内で働き、若しくは学ぶ人又は市内で事業活動その他の活動を行う人若しくは団体をいいます。以下同じです。）の傍聴の意欲を高める議会運営に努めるものとします。
- 4 議会は、議決責任を深く認識し、市民等に対して、情報提供及び情報公開を積極的に推進するとともに、説明責任を果たさなければなりません。

(解説)

議会は、条例の制定又は改廃、予算の決定、決算の認定などについて意思決定の権限を与えられており、さらに、市民の多様な意思を反映させ、政策を決定していくことが期待されています。

ここでは、議会の役割として、市長等執行機関に対する監視、けん制のほか、市民の意見を反映し、政策提言能力を高めること、市民に対する説明責任があることを定めています。

(議員の活動原則)

第3条 市議会議員（以下「議員」といいます。）は、議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを認識し、市長等との議論及び議員相互における議論が積極的なものとなるよう努めなければなりません。

- 2 議員は、日常的に市政全般についての課題及び市民の意見、要望等を的確に把握するとともに、市民の信託にこたえるよう誠実に職務を遂行しなければなりません。
- 3 議員は、議会の構成員として、市民全体の福祉の向上を目指して活動しなければなりません。
- 4 議員は、日常の調査及び研修活動を通じて、自らの資質の向上に努めなければなりません。
- 5 議員は、議会活動について、市民等に対して説明責任を果たさなければなりません。

(解説)

市長も議会も市民を代表する機関ですが、市長が独任制であるのに対し、議会は複数の議員で構成された合議制の機関です。したがって、議会は、その審議の場に多様な市民の意見を反映させ、審議の過程において様々な意見を出し合い、課題や論点を明らかにしながら合意形成し、政策を決定することが期待されています。

ここでは、議員間の議論、意見調整を活発に行うことの必要性、市民に信頼される議員を目指すこと、また、議員の日常の活動や、あるべき姿についても定めています。

(危機管理)

第4条 議会は、災害等の不測の事態から市民等の生命、身体及び財産又は生活の平穏を守るとともに、緊急時における総合的かつ機能的な活動が図れるよう、市長等と協力し、危機管理体制の整備に努めなければなりません。

- 2 議会及び議員は、災害等の不測の事態が発生したときは、市長等と連携し、次のとおり対応するものとします。
 - 1 議長は、議員による協議又は調整を行うための協議会等を開催することができるものとします。
 - 2 議会及び議員は、状況を調査し、市民の意見及び要望を的確に把握するとともに、必要に応じ市長等に対し、提言及び提案を行うものとします。

(解説)

平成21年、わが防府市を襲った未曾有の豪雨災害を教訓に、災害、伝染病、武力攻撃など不測の事態への議会としての備えと、当該事態発生の際の対応について定めています。

「危機管理体制」に関し必要な事項は「防府市議会危機管理体制整備要綱」に定めています。(また、要綱の内容を処理事項として議員等の災害発生時の行動を「防府市議会における災害発生時の行動マニュアル」として策定しています。)

(用語解説)

協議又は調整を行うための協議会等

防府市議会では、協議又は調整を行うための場として、会議規則第163条で、全員協議会、会派代表者会議、議会改革推進協議会及び議会広報編集委員会を定めています。議会基本条例第4条第2項で、不測の事態が発生したときに開催する「協議又は調整を行うための協議会等」は、全員協議会と会派代表者会議をさしており、これらに於いてまとまった内容を市長等に提言・提案を行います。

(会派)

第5条 議員は、議会活動を行うに当たり、会派を結成するものとします。

- 2 会派は、主として政策に関して同一の理念を共有する議員で構成するものとします。
- 3 会派は、議会運営、政策立案等に関し、必要に応じて会派間で調整を行い、合意形成に努めるものとします。
- 4 議長は、意見調整等の必要があると認めるときは、会派の代表者による会議を開催することができるものとします。

(解説)

会派の意義と役割について定めています。

第3章 市民及び市民等と議会の関係

(会議の公開)

第6条 議会は、本会議、委員会及び全員協議会を原則として公開するとともに、その他の会議も公開に努めるものとします。

- 2 議会は、本会議及び委員会を開くときは、傍聴人が審議、審査及び調査の内容をできる限り容易に理解することができるよう、議案及び会議資料の提供、供覧その他の必要な措置を講じるものとします。
- 3 前項に定めるもののほか、議会は、市民等が本会議及び委員会を適切に傍聴することができるよう努めるものとします。

(平28条例32・令2条例15・一部改正)

(解説)

市民に開かれた議会とするため、本会議、委員会及び全員協議会の公開を原則とし、会派代表者会議等の会議についても公開に努めることを定めています。

第2項、第3項は議会の傍聴について定めています。

本会議や委員会の開会時に、傍聴者が審議内容等について容易に理解できるように、議会が資料の提供等を行うことを定めており、現在、傍聴者に議案の貸し出しも行っています。

また、時代の変化や傍聴者のニーズに応じて、必要な措置を講ずることに努めるものです。現在、「障害者差別解消法」に鑑み、合理的配慮として、申し込みにより本会議での手話通訳に対応するため「防府市議会手話通訳実施要綱」を定めています。

(参考)

- ・防府市議会傍聴規則
- ・防府市議会委員会傍聴規則

(情報提供)

第7条 議会は、議会広報紙、インターネットその他の広報媒体の活用、講座又は議会報告会の開催等により、議会活動に関する情報を積極的に発信しなければなりません。

- 2 議会は、会議録及び委員会記録を閲覧できるようにしなければなりません。
- 3 議会は、議案に対する各議員の意思表示について公表するものとします。

(平24条例20・平28条例32・令2条例15・令4条例14・一部改正)

(解説)

市民に開かれた議会として、様々な広報手段(議会だより、インターネット、メールサービス、講座、議会報告会等)を使って議会活動に関する情報を積極的に提供することを定めています。講座については、「聞いて得するふるさと講座(出前講座)」のメニューの一つとして実施しています。

議案に対する議員の意思表示(賛否態度)は、会議録、議会だより、議会ホームページで公表します。議会報告会の開催にあたり必要な事項は、「防府市議会報告会実施要綱」に定めています。

(情報公開及び個人情報保護)

第8条 議会は、情報の公開請求に対し、請求者の立場に立って、迅速かつ適切に対処しなければなりません。

- 2 議会は、個人の権利や利益が侵害されることのないよう、その保有する個人情報の保護を適正に行わなければなりません。
- 3 情報公開及び個人情報保護について必要な事項は、別に条例で定めます。

(解説)

情報の共有は、防府市自治基本条例に規定されている「自治の基本原則」の一つであり、これに従って、議会の情報公開について定めています。

また、情報の中でも個人情報は、特に慎重な取り扱いが必要なため、議会所有の個人情報の保護について定めています。

(参考)

- ・防府市情報公開条例(平成10年防府市条例第28号)
- ・防府市議会の個人情報の保護に関する条例(令和5年防府市条例第24号)

(市民参加及び市民等との連携)

第9条 議会は、政策提言に反映させるため、懇談会など市民等との多様な意見交換の場を設けるものとします。

- 2 議会は、市民等から寄せられた請願や陳情を市民による政策提言と位置付け、その審議においては、これらの提案者の意見を聴く機会を設けるよう努めなければなりません。
- 3 議会は、市民の意見及び知見を審査等に反映させるため、公聴会及び参考人の制度の活用に努めるものとします。
- 4 議会は、議員又は委員会が条例の制定又は改廃で重要なものに係る議案を提出しようとするときは、パブリックコメントを実施して市民等の意見を反映させるよう努めるものとします。

(平28条例32・一部改正)

(解説)

第7条の議会報告会に加え、市政に関する特定の課題について政策提言に反映させるため、市民と議会が懇談会など意見交換の場を設けることについて定めています。市民からの要請又は議会からの呼びかけにより開催します。

請願・陳情を市民の政策提言と位置づけ、提案者の意見を聴取する機会を設けることを定めています。これにより、市民は、請願・陳情の提案者として、出席して説明ができることとなります。

市民の意見や知見を審査等に反映させるため、地方自治法に規定されている公聴会及び参考人の制度の活用に努めることを定めています。

また、議員、委員会が条例の制定・改廃で重要なものに係る議案を提出する時は、パブリックコメントの実施に努めることも定めています。

「参画と協働」は自治基本条例に規定されているもう一つの「自治の基本原則」であり、市民参加及び市民との連携を目指しての条文です。

なお、議会懇談会及び地域自治会連合会との意見交換会について必要な事項は、「防府市議会懇談会実施要綱」及び「防府市議会と地域自治会連合会との意見交換会実施要綱」に定めています。また、パブリックコメントについて必要な事項は、「防府市議会パブリックコメント実施要綱」に定めています。

(用語解説)

公聴会

審査の際に、その案件に対して利害関係者や学識経験者等から意見を聴くために開くものです。開催の日時、場所、意見を聴こうとする案件等を公示して、意見を述べる人（公述人）を募集します。

参考人

審査又は調査のため、必要に応じて出席を求め、これに応じて意見を述べる人です。

第4章 市長等と議会の関係

(市長等と議会及び議員の関係)

第10条 議会及び議員は、市長等との立場及び権能の違いを踏まえ、市長等との緊張関係の保持に努めなければなりません。

- 2 議員の市長等に対する質疑及び質問は、広く市政の課題に関する論点及び争点を明らかにするため、一問一答の方式で行うものとします。
- 3 本会議又は委員会に出席した市長等は、議員から質問を受けたときは、その論点を整理するため、議長又は当該委員会の委員長の許可を得て、当該議員に対し反問することができるものとします。
- 4 議員は、市長等に対し、議長を通して文書により質問を行い、文書による回答を求めることができるものとします。
- 5 議会は、議員が行う市長等への要望等について、両者の関係の透明性を図るため、その内容と対応及び経過等を記録した文書を作成し、保存するよう市長等に求めるものとします。

(解説)

議事機関である議会及びその構成員である議員と執行機関である市長等との健全な緊張関係の保持について定めています。

論点・争点を明らかにするため、議案質疑及び一般質問では、一括質問・一括答弁ではなく、一問一答の方式で行うことを定めています。

議員の質問に対して、論点を整理するため、市長等は議員に逆質問ができる反問権について定めています。これにより、活発な政策論議が期待されますし、議員も事前に十分な調査研究が必要となります。

議員の質問は、会期中の議案質疑及び一般質問に限られていましたが、議長を通して閉会中にも文書による質問が可能になります。

なお、文書質問について必要な事項は、「防府市議会の文書質問に関する規程」に定めています。

市長等に対して、議員からの要望等があった場合、その内容を記録した文書を作成・保存するよう求めます。これは、いわゆる口利き等を防止し、透明性と公平性の向上をめざすものです。市長は「防府市職員に対する不当な働きかけに関する取扱要綱」を定めています。

(用語解説)

一問一答の方式

質問事項を1つずつ取り上げ、質問、答弁を繰り返し、適宜次の質問事項に移っていく質問の方式です。この方法により、論点・争点が明確になります。

(議会審議における論点情報の形成)

第11条 議会は、提案される重要な政策、施策、計画等（以下「政策等」といいます。）について、議会審議における論点に係る情報を形成し、議論の水準を高めるとともに、議決責任を担保するため、提案者に対し、次の各号に掲げる事項について明らかにするよう求めるものとします。

- 1 政策等の提案に至った経緯、理由及び期待される効果
- 2 他の自治体の類似する政策等との比較検討
- 3 提案に至る過程における市民参加の実施の有無とその内容
- 4 総合計画との整合性
- 5 関係法令及び条例等
- 6 財源措置及び将来にわたるコスト計算

(解説)

重要な政策、施策、計画等が提案される場合、政策等の公正・透明性の確保、議会審議での論点の明確化、議論水準の向上、及び議決責任の担保のため、6つの事項を示すよう求めることを定めています。これは、議員が提案する場合にも適用されます。

(用語解説)

論点情報

議会審議における論点に係る情報のこと。政策等の提案に至った経緯、理由及び期待される効果や財源措置及び将来にわたるコスト計算など6項目が議会基本条例第11条に示されています。

(予算及び決算における政策説明)

第12条 議会は、市長が予算案及び決算を議会に提出するときは、前条の規定に準じ、市長に対し、政策内容を施策別・事業別の説明書として明らかにするよう求めるものとします。

(解説)

市長が、予算・決算を議会に提出する際に、併せて分かりやすい政策説明書の提出を求めることを定めています。

(事件議決の拡大)

第13条 議会は、自らの団体意思決定機能と監視機能を向上させ、また、市の重要な計画や政策について市民に開かれた議論を行うため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の規定により議会の議決すべき事件の拡大を図ります。

- 2 前項の規定による議会の議決すべき事件は、別に条例で定めます。

(解説)

議会の議決すべき事件は、地方自治法第96条第1項で規定されていますが、同条第2項では、条例で議会の議決事件を追加できることを定めています。この規定を活用し、市政全般にわたる重要な計画

等について、議会の議決事項に追加することを定めています。議会と市長等が市民に対する責任をともに担うことにより、市民の視点に立った計画的で透明性の高い行政を推進することとなります。

(参考)

- ・議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年防府市条例第1号）
- ・防府市議会の議決すべき事件を定める条例（平成23年防府市条例第7号）
 - ・防府市自治基本条例第13条第1項に規定する総合計画
 - ・市政の各分野における基本的方向を定める長期計画等
 - 1 防府市の都市計画に関する基本的な方針
 - 2 防府市景観計画
 - 3 防府市緑の基本計画
- ・姉妹都市の提携

(用語解説)

団体意思決定機能

地方公共団体という法人格の意思を団体意思といいます。この団体意思は、住民の代表機関である議会が議決により決定します。

監視機能

議会には、市長その他の執行機関が事務を執行するにあたり、事前又は事後に監視し、けん制する機能が与えられています。地方自治法では、検査権、監査請求権のほか、調査権、同意権、不信任議決権等の権限が定められ、議会の監視機能とされています。

議会の議決すべき事件

議会の議決事項、いわゆる議決事件は、条例の制定・改廃、予算の議決、決算の認定等15の事項が地方自治法第96条第1項に規定されています。これを「必要的議決事件」といいます。また、同法第96条第2項では、条例で地方公共団体に関する事件について議会の議決事項を定めることができるとしていますが、これを「任意的議決事件」といいます。この任意に条例で議会の議決する事件の拡大を図ることが、議会基本条例第13条の趣旨です。

第5章 討論の拡大

(議員間討議)

第14条 議会は、議員、委員会及び市長の提出議案、市民提案等について、積極的に議員間の討議を尽くし、合意形成に努めるものとします。

2 議長は、前項の規定による議員間討議を行うときは、市長等に対する本会議等への出席要求を必要最小限にとどめるものとします。

(解説)

議会は、合議体であることから、議案や市民提案等の審議の過程においては、合意形成のため、議員間で十分に討論、議論を尽くすことを定めています。

(用語解説)

議員間討議

これまでの議会の審議は、市長その他の執行機関に対して質疑を行うことがほとんどでした。しかし、議会は、本来議員間の討議の場であり、合意形成のため議員間で十分に、討論、議論をすることが求められます。

ただし、防府市議会の議場は国会型で、議員同士が討議しにくい形でもあり、議員間討議は、当分の間、委員会のみで実施します。

(政策討論会)

第15条 議会は、市政に関する重要な政策及び課題への認識を共有し、議論を深めるため、必要に応じて政策討論会を行うものとします。

(解説)

重要な施策や課題については、必要に応じて議員が一堂に会し、意見交換する場として政策討論会を行うことにより、二元代表制の一翼を担う市議会としての責任を果たします。

なお、政策討論会について必要な事項は、「防府市議会政策討論会設置要綱」に定めています。

第6章 委員会

(委員会の組織)

第16条 議会は、その内部機関として、常任委員会及び議会運営委員会を設置し、また、特別委員会を設置することができるものとします。

2 各委員会の所掌事務は、次のとおりとします。

1 常任委員会 その部門に属する市の事務に関する調査及び議案、陳情等の審査

2 議会運営委員会 議会の運営、会議規則、委員会に関する条例等のほか、議長の諮問に関する事項の調査及び議案、陳情等の審査

3 特別委員会 2以上の常任委員会を通ずる事件、又は特に重要な案件に関する事項の審査及び調査

3 委員会の設置等について必要な事項は、別に条例で定めます。

(解説)

地方自治法では、条例により常任委員会、議会運営委員会、特別委員会を置くことができるとされていますので、本条例で設置を規定し、各々の役割を定めています。

(参考)

・防府市議会委員会条例（昭和32年防府市条例第2号）

防府市議会では、総務、教育民生、産業建設、予算の4常任委員会を設置しています。

(用語解説)

委員会

本会議で審議すべき案件の予備的審査等を行うため、議会の内部機関として設置します。委員会には、常任委員会と議会運営委員会のほか特別委員会があります。防府市議会では、現在、総務、教育民生、産業建設、予算の4常任委員会を設置しています。

(委員会の運営)

第17条 委員会は、議案等の審査及びその所管に関する事務の調査のほか、様々な市政の課題に迅速かつ的確に対応するため、機動的に開催するとともに、委員会の専門性と特性を活かし、その機能を十分発揮するよう運営しなければなりません。

2 委員会は、必要に応じて、議会棟以外の場所で会議を開催することができるものとします。

(解説)

委員会は、委員会のもつ専門性と特性を活かし市政の諸課題に的確に対応すべく運営することを定めています。

また、様々な市政の課題に迅速に対処するため、議会開会中のみならず閉会中にも機動的に委員会を開催するよう定めています。

委員会は、市役所議会棟での開催が通例ですが、事案によっては、現場等での開催ができることを定めています。

第7章 政務活動費

(平24条例52・改称)

(政務活動費)

第18条 会派は、市政に関する調査研究その他の活動に活用するため、政務活動費の交付を受けることができます。

2 会派は、政務活動費を適正に執行し、市民に対して使途の説明責任を負います。

3 政務活動費について必要な事項は、別に条例で定めます。

(平24条例52・一部改正)

(解説)

会派は、市政に関する調査研究その他の活動に活用するため政務活動費を使用することができ、また、その使途の適正化と透明性の確保、市民への説明責任を負うことを定めています。

また、条例の定めにより「収支報告書の公表」に関して、情報公開請求制度によらず、何人も閲覧できるように必要な事項を「防府市議会政務活動費の収支報告書の閲覧に関する要綱」に定めています。

(参考)

・防府市議会政務活動費の交付に関する条例(平成13年防府市条例第6号)

(用語解説)

政務活動費

地方自治法の規定により、市政に関する調査研究その他の活動に活用するため政務活動費を会派又は議員に交付することができます。使途基準及び運用指針により、研究研修費、調査旅費、資料作成費、資料購入費等への経費に使われます。なお、支出にあたっては、領収書等を徴し、収支報告書の議長への提出を義務付けています。

第8章 議会改革の推進

(議会改革推進協議会)

第19条 議会は、議会改革に継続的に取り組むため、議員で構成する議会改革推進協議会を設置します。

(解説)

議会では、今までも議会改革推進協議会を設置し、議会改革に取り組んできましたが、ここで当協議会の設置を明文化し、環境の変化にも即応した議会改革に努めることを定めています。

なお、議会改革推進協議会について必要な事項は、「防府市議会議会改革推進協議会設置要綱」に定めています。

(議会モニター制度)

第20条 議会は、市民の意見を広く聴取し、議会活動及び委員会活動に反映させるため、議会モニター制度を設けることができるものとします。

(解説)

議会モニター制度は、モニターが本会議及び常任委員会等を傍聴し、議会の運営についての意見、要望等、また「議会だより」「インターネットによるホームページ」に関する意見を文書で提出すること等、市民が議会改革への参画を図ろうとするものです。

なお、議会モニター制度について必要な事項は、「防府市議会モニター設置要綱」に定めています。

また、議会モニター制度とは別に、「防府市議会意見箱設置要綱」を定め、議会棟に意見箱を設置し、市民の多様な意見を議会活動へ反映し、広聴機能の充実・強化を図っています。

第9章 議会機能の充実強化

(議員研修の充実)

第21条 議会は、議員の資質並びに政策形成及び立案能力の向上を図るため、議員研修の充実に努めなければなりません。

2 議会及び議員は、市政の課題を広い視点から捉えるため、他の自治体の事例等を調査研究するよう努めなければなりません。

(解説)

本格的な地方分権時代をむかえ、議会の責務はますます重みを増し、特に議員の政策形成、立案能力が問われることとなり、その資質向上は必須のこととなっています。

このため、議員研修の充実や他自治体の事例等の調査・研究に努めることを定めています。

(議会図書室)

第22条 議会は、議会図書室を適正に管理し、運営するとともに、その機能の強化に努めるものとします。

2 議会図書室について必要な事項は、別に条例で定めます。

(解説)

地方自治法第100条第19項の「議会図書室の設置」規定による官報、公報、刊行物の公文書の保管義務は勿論、議員の政策形成及び立案能力向上のため、関連図書の充実を図り、機能の強化に努めることを定めています。

(参考)

・防府市議会図書室条例（昭和25年防府市条例第81号）

(専門的識見の活用)

第23条 議会は、議案の審査又は市の事務に関する調査に当たり、学識経験を有する者等を積極的に活用するものとします。

(解説)

従来から、議会において専門的な知見を要する場合、公聴会の開催や参考人から意見を聴取する制度がありますが、これらの制度は、意見を聴取することができるにとどまっています。

ここでは、一歩進んで、地方自治法第100条の2でも認められている学識経験者等に専門的事項に係わる調査・研究を依頼することができることを定めています。

(附属機関の設置)

第24条 議会は、審査、諮問又は調査のため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、附属機関を設置することができるものとします。

(平28条例32・一部改正)

(解説)

前条においては、専門的事項に係る調査について、学識経験者等の活用を定めましたが、ここではさらに、必要に応じて審査会、審議会、調査会等の附属機関を設置することができることを定めています。

(議会事務局の体制整備及び強化)

第25条 議会事務局は、議員の議会活動に必要とされる行政情報の収集及び提供に努めなければなりません。

- 2 議会事務局は、議会の政策立案機能の強化に資するため、調査機能及び法務機能の充実強化に努めなければなりません。
- 3 議会事務局は、市民等に対し、迅速かつ積極的に議会に関する情報を提供しなければなりません。

(解説)

議会、議員の円滑な活動を補佐するために議会事務局を置くとともに、その業務内容について定めています。

(参考)

- ・防府市議会事務局設置条例（昭和49年防府市条例第47号）

（ICTの積極的活用）

第26条 議会は、ICT（デジタル社会形成基本法（令和3年法律第35号）第2条に規定する情報通信技術をいいます。）を積極的に活用するものとします。

（令2条例15・追加、令和3条例19・一部改正）

(解説)

円滑な議会運営・議会活動を行うため、ICTの積極的な活用について定めています。

第10章 議員の政治倫理、身分及び待遇

（議員の政治倫理）

第27条 議員は、市民の代表者として、その倫理性を常に自覚し、品位を保持し、識見を養うよう努めなければなりません。

- 2 議員の政治倫理に関する事項については、別に条例で定めます。

（平28条例32・一部改正、令2条例15・旧第26条繰下）

(解説)

市民の代表としての議員の在り方について定めます。

(参考)

- ・防府市議会議員政治倫理条例（平成26年防府市条例第45号）

（議員定数）

第28条 議員の定数は、別に条例で定めます。

- 2 委員会又は議員は、前項の定数を改正しようとするときは、議員定数の基準等明確な改正理由を付して、議案を提出しなければなりません。

（令2条例15・旧第27条繰下）

(解説)

議員定数の改正に当たっては、財政面だけではなく、円滑な議会運営面からの要求、市政の現状や将来展望等を踏まえて総合的に検討した上で、市民への説明責任を果たすため明確な改正理由を付すことを定めています。

(参考)

- ・地方自治法第91条 市町村の議会の議員の定数は、条例で定める。
- ・防府市議会の議員の定数を定める条例（平成14年防府市条例第38号）⇒25人

（議員報酬等）

第29条 議員報酬等は、別に条例で定めます。

2 委員会又は議員は、前項の報酬等の額等を改正しようとするときは、明確な改正理由を付して、議案を提出しなければなりません。

(令2条例15・旧第28条繰下)

(解説)

議員報酬の改正に当たっては、議員定数の改正と同様、総合的な検討と明確な改正理由を付すことを定めています。

(参考)

・非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和31年防府市条例第30号）

第11章 条例の位置付け及び見直し

(条例の位置付け)

第30条 この条例は、本市における議会の最高規範であり、議会に関する条例、規則等の制定、改廃及び運用に当たっては、この条例の趣旨を尊重するものとします。

(令2条例15・旧第29条繰下)

(解説)

本条例の位置付けとして、防府市議会における最高規範であることを定めています。

(条例の見直し)

第31条 議会は、この条例の目的が達成されているかどうかを、この条例の施行後4年を超えない期間ごとに、議会改革推進協議会で検証するものとします。

2 議会は、前項の検証の結果、議会に関する条例、規則等の改正等が必要と認められる場合は、適切な措置を講じるものとします。

(令2条例15・旧第30条繰下)

(解説)

この条例の目的が達成されているか、また、時代の要請に応じているか、定期的に検証を行うとともに、必要に応じ関係条例等を改正（議員改選の年の3月議会を目途に）することについて定めています。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行します。

(参考)

その他、円滑な議会運営を行うため、次の規則等を設けています。

- ・防府市議会会議規則
- ・防府市議会運営基準

附 則（平成24年3月28日条例第20号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(解説)

平成24年4月1日施行の改正は、第7条に第3項（議案に対する各議員の意思表示）と第4項（議会報告会の年1回以上の開催）を追加するものです。

附 則（平成24年12月28日条例第52号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）附則第1条ただし書の政令で定める日から施行する。

（解説）

平成24年12月28日の改正は、地方自治法の改正により政務調査費を政務活動費に改正するもの（第18条第3項）で、平成25年3月1日に施行されました。

附 則（平成28年3月31日条例第32号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（解説）

平成28年4月1日施行の改正は、本条例第30条第2項の規定によるものです。内容は、第6条（全員協議会を追加）、第7条第1項（講座を追加）、第24条（条文整備）及び第26条第2項（条文整備）を一部改正し、第9条第4項（パブリックコメントの実施）を新たに追加するものです。

附 則（令和2年3月31日条例第15号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
（防府市議会議員政治倫理条例の一部改正）
- 2 防府市議会議員政治倫理条例（平成26年防府市条例第45号）の一部を次のように改正する。
第1条中「第26条第2項」を「第27条第2項」に改める。

（解説）

令和2年4月1日施行の改正は、本条例第31条第2項の規定によるものです。内容は、第6条（会議の傍聴を追加）、第7条（条文整備）及び第26条（ICTの積極的活用）を新たに追加するものです。

附 則（令和3年10月7日条例第19号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（解説）

令和3年10月17日施行の改正は、高度情報通信ネットワーク社会形成基本法が廃止され、デジタル社会形成基本法が施行されたことに伴い、第26条第1項を一部改正するものです。

附 則（令和4年3月31日条例第14号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（解説）

令和4年3月31日施行の改正は、議会報告会の在り方を見直すため、第7条第4項を削除するものです。

附 則（令和6年3月29日条例第22号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（解説）

令和6年3月29日施行の改正は、地方自治法の改正により意思決定機関を議事機関に改正するものです。